

吸収合併に関する事前開示書面
(吸収合併に関する事前備置書面)

令和 5 年 2 月 21 日

東海汽船株式会社
東汽商事株式会社

令和5年2月21日

東京都港区海岸一丁目16番1号
東海汽船株式会社
代表取締役 山崎潤一

東京都港区海岸一丁目16番1号
東汽商事株式会社
代表取締役 山根英三

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

東海汽船株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び東汽商事株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両社間で令和5年2月14日付合併契約書を締結し、令和5年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1「合併契約書」のとおりです。

(会社法第782条第1項、同法第794条第1項)

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

(会社法施行規則第182条第1項第1号、同規則第191条第1号)

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

(会社法施行規則第182条第1項第2号)

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号、同規則第 191 条第 2 号)

5. 計算書類等に関する事項

1. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

2. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等 吸収合併消滅存続会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 3 のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません

(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、同規則第 191 条第 3 号及び第 5 号)

6. 本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況につきまして、吸収合併存続会社の債務履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはありと判断しております。

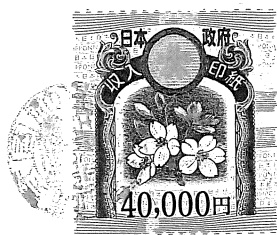
(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号、同規則第 191 条第 6 号)

7. 事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号、同規則第 191 条第 7 号)

以 上

別紙 1



合 併 契 約 書

東海汽船株式会社（以下「甲」という。）と東汽商事株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第 2 条（商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、以下のとおりである。

甲：吸収合併存続会社

商号 東海汽船株式会社

住所 東京都港区海岸一丁目 16 番 1 号

乙：吸収合併消滅会社

商号 東汽商事株式会社

住所 東京都港区海岸一丁目 16 番 1 号

第 3 条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを有するため、本合併に際して、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

第 4 条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和 5 年 4 月 1 日とする。但し、合併手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 5 条（株主総会）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併の規定により、株主総会の特別決議による承認を得ることなく本合併を行う。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併の規定により、株主総会の特別決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第 6 条（会社財産の引継）

乙は、令和 5 年 3 月 31 日時点の貸借対照表、その他同日の計算書類に基づき、一切の資産、負債および権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産を管理するものとし、乙がその財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲と協議し合意の上、これを実行する。

第8条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日をもって乙の従業員を甲の従業員として引継ぐ。なお、乙の従業員の処遇等その他の取扱いについては、甲乙間で協議の上、決定する。

第9条（解散費用）

乙の解散に必要な費用は、全て甲の負担とする。

第10条（合併条件の変更および合併契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産あるいは経営状態に著しい変動が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（本契約に規定外の事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲および乙が協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲がこれを保有し、乙がその写しを保有する。

令和5年2月14日

甲 東京都港区海岸一丁目16番1号
東海汽船株式会社
代表取締役 山崎潤一

乙 東京都港区海岸一丁目16番1号
東汽商事株式会社
代表取締役 山根英三



別紙2 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

第198期

〔 2022年 1月 1日から
2022年 12月 31日まで 〕

計 算 書 類

① 貸 借 対 照 表

② 損 益 計 算 書

③ 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

④ 個 別 注 記 表

東 海 汽 船 株 式 会 社

貸 借 対 照 表

(2022年 12 月 31 日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,605,325	流動負債	4,586,976
現金及び預金	2,267,756	海運業未払金	714,934
海運業未収金及び契約資産	1,307,398	その他事業未払金	243,722
その他事業未収金	169,428	短期借入金	3,121,037
商品及び製品	29,232	未払金	4,677
原材料及び貯蔵品	644,838	未払費用	205,559
前払費用	39,050	未払法人税等	56,344
その他	178,621	未払消費税等	109,317
貸倒引当金	△ 31,000	前受金	25,228
		預り金	81,376
		賞与引当金	21,966
		その他	2,811
固定資産	12,991,955	固定負債	9,674,961
有形固定資産	11,872,352	長期借入金	7,894,505
船舶	10,462,056	退職給付引当金	1,261,890
建物	815,451	特別修繕引当金	403,590
構築物	57,476	関係会社事業損失引当金	66,000
機械及び装置	4,097	その他	48,974
車両運搬具	27,572		
器具及び備品	82,899	負債合計	14,261,938
土地	220,810	(純資産の部)	
建設仮勘定	190,486	株主資本	3,276,592
その他	11,502	資本金	1,100,000
無形固定資産	80,166	資本剰余金	693,565
ソフトウェア	79,598	資本準備金	89,300
その他	567	その他資本剰余金	604,265
投資その他の資産	1,039,436	利益剰余金	1,493,451
投資有価証券	284,865	利益準備金	185,700
関係会社株式	68,889	その他利益剰余金	1,307,751
長期貸付金	853,000	固定資産圧縮積立金	1,191
破産更生債権等	51,200	別途積立金	200,000
長期前払費用	1,811	繰越利益剰余金	1,106,560
繰延税金資産	506,595	自己株式	△ 10,424
その他	104,075	評価・換算差額等	58,750
貸倒引当金	△ 831,000	その他有価証券評価差額金	58,750
資産合計	17,597,281	純資産合計	3,335,342
		負債純資産合計	17,597,281

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2022年 1 月 1 日から
2022年 12 月 31 日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
海運業収益	9,180,723	
その他事業収益	1,235,698	10,416,422
売上原価		
海運業費用	7,899,157	
その他事業費用	1,144,098	9,043,256
売上総利益		1,373,166
販売費及び一般管理費		1,167,414
営業利益		205,751
営業外収益		
受取利息及び配当金	36,636	
貸倒引当金戻入額	76,000	
賃貸料	31,489	
その他	21,971	166,097
営業外費用		
支払利息	99,279	
関係会社事業損失引当金繰入額	66,000	
固定資産除却損	92,024	
その他	53,699	311,004
経常利益		60,844
特別利益		
固定資産売却益	5,135	
国庫補助金	75,500	80,635
特別損失		
固定資産圧縮損		75,500
税引前当期純利益		65,980
法人税、住民税及び事業税	42,889	
法人税等調整額	△ 60,043	△ 17,153
当期純利益		83,133

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金		その他利益剰余金	
					固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金
当期首残高	1,100,000	89,300	604,265	185,700	2,382	41,969
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,100,000	89,300	604,265	185,700	2,382	41,969
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△ 1,191	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-	△ 41,969
当期純利益	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 1,191	△ 41,969
当期末残高	1,100,000	89,300	604,265	185,700	1,191	-

	株 主 資 本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他利益剰余金					
	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	200,000	982,998	△ 10,217	3,196,397	78,130	3,274,528
会計方針の変更による 累積的影響額	-	△ 2,732	-	△ 2,732	-	△ 2,732
会計方針の変更を反映した 当期首残高	200,000	980,265	△ 10,217	3,193,664	78,130	3,271,795
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	-	1,191	-	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	41,969	-	-	-	-
当期純利益	-	83,133	-	83,133	-	83,133
自己株式の取得	-	-	△ 206	△ 206	-	△ 206
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	△ 19,380	△ 19,380
当期変動額合計	-	126,294	△ 206	82,927	△ 19,380	63,547
当期末残高	200,000	1,106,560	△ 10,424	3,276,592	58,750	3,335,342

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記等>

1. 資産の評価基準および評価方法

①有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は

移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、船舶および1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は船舶8～35年、建物3～50年、構築物5～50年、機械及び装置15年、車両運搬具2～5年、器具及び備品3～20年であります。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

退職金規程に基づく退職一時金制度を採用し、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度から支給する制度であります。退職給付債務の算定については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっております。

④特別修繕引当金

船舶の定期検査費用に備えるため、修繕見積額に基づき計上しております。

⑤関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社に対する債権金額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

海運業収益 …… 航海の経過日数に基づいて当期の収益に計上し、その他の収益も発生都度期間に応じて計上しております。

海運業費用 …… すべての費用は発生都度経過期間に応じて計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間にかかる支払利息については、取得価額に算入しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

<会計方針の変更に関する注記>

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、海運業収益に含まれる船客運賃、貨物運賃、及び対応する海運業費用の計上については、従来、乗船基準及び積荷基準を採用しておりましたが、当事業年度の期首より、航海の経過日数に基づいて計上する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は451千円減少し、売上原価は497千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ46千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は2,732千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「海運業未収金」は、当事業年度より「海運業未収金及び契約資産」に含めて表示することとしております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

<会計上の見積りに関する注記>

1. 固定資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

有形固定資産 11,872,352千円

無形固定資産 80,166千円

なお、減損損失の計上はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社の保有する固定資産について、固定資産の減損に係る会計基準に基づき処理を実施しております。減損損失の認識の判定に用いられる経済的残存使用年数、将来キャッシュ・フロー、割引率等について一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は経営者の最善の見積りにより決定しておりますが、新型コロナウイルス感染症等の将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 506,595千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は事業計画を基礎とした将来の課税所得の発生時期および金額の見積りに基づき行っております。当該見積りは、新型コロナウイルス感染症等の将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 関係会社投融資の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式 68,889千円

関係会社短期貸付金 32,000千円

関係会社長期貸付金 853,000千円

上記に係る貸倒引当金 Δ 822,000千円

関係会社事業損失引当金 66,000千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。なお、実質価額が帳簿価額を下回ったにも関わらず、減損処理していない関係会社株式はありません。

また、関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘察し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

今後、実際の市場状況及び新型コロナウイルス感染症の収束時期等が各関係会社の経営者による見積りより悪化した場合は、関係会社株式の減損処理や関係会社貸付金に対する貸倒引当金並びに関係会社事業損失引当金の計上による追加の損失が発生し、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<追加情報>

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考えております。

上記事象が当社の業績に与える影響について、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、2023年以降の一定期間においても当該影響が継続すると仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、今後の業績推移が上述の仮定と乖離する場合には、当社の財政状態および経営成績に影響が生じる可能性があります。

<貸借対照表に関する注記>

1. 関係会社に対する短期金銭債権	236,579 千円
関係会社に対する短期金銭債務	262,343 千円
関係会社に対する長期金銭債権	895,200 千円

2. 担保に供している資産	
現金及び預金（定期預金）	224,400 千円
計	224,400 千円

担保に係る債務

短期借入金	800,000 千円
計	800,000 千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額	8,014,008 千円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	

4. 圧縮記帳	
国庫補助金の受領により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額	
船舶	4,064,933 千円
器具及び備品	67,433 千円
ソフトウェア	75,500 千円
計	4,207,866 千円

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高	
売上高	354,734 千円
仕入高	1,914,890 千円
営業取引以外の取引高	58,999 千円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 5,291株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	386,138 千円
特別修繕引当金	123,498 千円
貸倒引当金	264,593 千円
繰越欠損金	59,494 千円
有価証券評価損	70,873 千円
減損損失	203,474 千円
その他	46,826 千円
繰延税金資産 小計	1,154,900 千円
評価性引当額	△ 621,875 千円
繰延税金資産 合計	533,025 千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△ 525 千円
その他有価証券評価差額金	△ 25,904 千円
繰延税金負債 合計	△ 26,429 千円
繰延税金資産の純額	506,595 千円

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東汽観光(株)	直接所有100%	役員の兼任 ホテル貸貸 資金の貸付	貸付金の回収	23,400	長期貸付金	495,000
						破産更生債権等	42,200
						その他流動資産	15,000
東海自動車 サービス(株)	直接所有100%	役員の兼任 資金の貸付	資金貸付	-	長期貸付金	169,000	
大島旅客 自動車(株)	直接所有100%	役員の兼任 設備の貸貸 資金の貸付	資金貸付	-	長期貸付金	189,000	

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件については、個別交渉の上、決定しております。

注3. 長期貸付金、破産更生債権等及びその他流動資産に対し、貸倒引当金807,000千円（当事業年度減少額 18,000千円）を計上しております。

<1株当たり情報に関する注記>

- 1株当たり純資産額 1,519円72銭
- 1株当たり当期純利益 37円88銭

(注)各注記の記載金額は全て千円未満を切り捨てて表示しております。

第198期

〔 2022年 1月 1日から
2022年 12月 31日まで 〕

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

東海汽船株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	(注) 船 舶	11,211,096	71,855	-	820,896	10,462,056	5,873,174	16,335,230
	建 物	838,218	5,347	123	27,991	815,451	1,092,636	1,908,087
	構 築 物	61,272	1,140	-	4,936	57,476	96,594	154,070
	機 械 及 び 装 置	2,388	4,500	2,194	597	4,097	10,042	14,140
	(注) 車 両 運 搬 具	19,317	26,340	0	18,085	27,572	96,047	123,620
	(注) 器 具 及 び 備 品	115,104	50,792	28,300	54,696	82,899	844,234	927,134
	土 地	220,839	-	29	-	220,810	-	220,810
	リ ー ス 資 産	-	12,780	-	1,278	11,502	1,278	12,780
	(注) 建 設 仮 勘 定	6,105	334,226	149,845	-	190,486	-	190,486
	計	12,474,343	506,982	180,492	928,481	11,872,352	8,014,008	19,886,360
無形 固定 資産	借 地 権	60,170	-	60,170	-	-		
	(注) ソ フ ト ウ ェ ア	56,155	150,428	102,389 (75,500)	24,596	79,598		
	そ の 他	4,997	-	4,301	128	567		
	計	121,323	150,428	166,861 (75,500)	24,724	80,166		

※ 当期減少額のうち、()は内書で圧縮記帳による減少額を表示しております。

(注) 固定資産の主な増減内訳 (単位：千円)

資産の種類	主 な 増 加	
船 舶	改 造 工 事	71,855
車 両 運 搬 具	セメントタンクローリー	19,910
器 具 及 び 備 品	貨物運搬用コンテナ	34,040
建 設 仮 勘 定	大島温泉ホテル改修工事	172,030
ソ フ ト ウ ェ ア	予約発券システム	150,000

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期末残高
			目的使用	そ の 他	
貸 倒 引 当 金	909,686	31,000	73,686	5,000	862,000
関係会社事業損失引当金	-	66,000	-	-	66,000
賞 与 引 当 金	20,989	21,966	20,989	-	21,966
退 職 給 付 引 当 金	1,246,356	94,863	79,328	-	1,261,890
特 別 修 繕 引 当 金	291,280	174,310	62,000	-	403,590

(注) 当期減少額のうち目的使用以外の取崩額

貸 倒 引 当 金 個別引当債権及び一般引当債権の見直しによる戻入額

5,000千円

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	85,935	
従 業 員 給 与	366,468	
賞与引当金繰入額	6,463	
退 職 給 付 費 用	22,074	
福 利 厚 生 費	72,465	
旅 費 交 通 費	31,075	
光 熱 ・ 消 耗 品 費	58,068	
租 税 公 課	34,676	
資 産 維 持 費	116,928	
減 価 償 却 費	36,122	
交 際 費	6,056	
広 告 宣 伝 費	174,016	
会 費 寄 付 金	9,102	
通 信 費	19,815	
貸倒引当金繰入額	31,000	
そ の 他 一 般 管 理 費	97,144	
合 計	1,167,414	

監査報告書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第198期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。


2023年2月13日

東海汽船株式会社 監査役会

常勤監査役

藤間 修 

常勤監査役

竹崎啓介 

監査役

宇田川秀人 

(注) 監査役 竹崎啓介、宇田川秀人の2名は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月13日

東海汽船株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 太田裕士
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大島充史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海汽船株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第198期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

別紙 3 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

第 25 期

〔 2022 年 1 月 1 日から
2022 年 12 月 31 日まで 〕

計 算 書 類

- ① 貸 借 対 照 表
- ② 損 益 計 算 書
- ③ 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- ④ 注 記 表

東 汽 商 事 株 式 会 社

貸 借 対 照 表

(2022 年 12 月 31 日 現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,003,837	流動負債	32,904,124
現金及び預金	16,998,196	営業未払金	9,395,145
営業未収金	10,690,863	関係会社未払金	4,933,309
関係会社未収金	7,022,715	関係会社短期借入金	7,000,000
商品及び製品	8,725,123	一年以内返済予定の 長期借入金	7,608,000
立替金	273,305	未払費用	925,175
その他の	293,635	未払法人税等	70,000
		預り金	593,949
固定資産	6,838,890	賞与引当金	75,000
有形固定資産	6,838,890	未払消費税等	2,303,546
車両運搬具	2		
器具及び備品	6,838,888	固定負債	48,682,000
		長期借入金	48,682,000
		負債合計	81,586,124
		(純資産の部)	
		株主資本	△30,743,397
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	△40,743,397
		利益準備金	2,500,000
		その他利益剰余金	△43,243,397
		繰越利益剰余金	△43,243,397
		純資産合計	△30,743,397
資産合計	50,842,727	負債純資産合計	50,842,727

損 益 計 算 書

〔 2022 年 1 月 1 日から
2022年 12 月 31 日まで 〕

(単位：円)

科 目	金	額
売 上 高		
売 店 食 堂 収 益	165,534,562	
そ の 他 収 益	9,708,299	175,242,861
売 上 原 価		
人 件 費	21,867,434	
物 品 費	3,738,818	
経 費	22,801,276	
減 価 償 却 費	1,537,109	
商 品 原 価	120,062,110	170,006,747
売 上 総 損 失		5,236,114
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,600,000
営 業 損 失		4,363,886
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	112	
雑 収 入	342,172	342,284
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	319,188	
そ の 他	43,676	362,864
経 常 損 失		4,384,466
税 引 前 当 期 純 損 失		4,384,466
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000
当 期 純 損 失		4,454,466

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000,000	2,500,000	△38,788,931	△26,288,931	△26,288,931
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	-
当期純損失(△)	-	-	△4,454,466	△4,454,466	△4,454,466
当期変動額合計	-	-	△4,454,466	△4,454,466	△4,454,466
当期末残高	10,000,000	2,500,000	△43,243,397	△30,743,397	△30,743,397

注 記 表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記等>

1. 資産の評価基準および評価方法

①棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は車両運搬具2～5年、器具及び備品3～20年であります。

3. 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

すべての収益及び費用は発生の都度期間に応じて計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

<会計方針の変更に関する注記>

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。なお、当社の計算書類に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当社の計算書類に与える影響はありません。

<収益認識に関する注記>

1. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記等 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

<追加情報>

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考えております。

上記事象が当社の業績に与える影響について、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、2023年以降の一定期間においても当該影響が継続すると仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、今後の業績推移が上述の仮定と乖離する場合には、当社の財政状態および経営成績に影響が生じる可能性があります。

<株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数 200 株

第 25 期

〔 2022 年 1 月 1 日から
2022 年 12 月 31 日まで 〕

計算書類に係る附属明細書

1. 有形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

東 汽 商 事 株 式 会 社

1. 有形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	車両運搬具	2	-	-	-	2	1,665,969	1,665,971
	器具及び備品	8,375,997	-	-	1,537,109	6,838,888	7,846,094	14,684,982
	計	8,375,999	-	-	1,537,109	6,838,890	9,512,063	16,350,953

2. 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	269,000	75,000	269,000	-	75,000

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

科 目	金 額
役員報酬	9,600,000

監査報告書

2022年1月1日から2022年12月31日までの第25期事業年度に係る事業報告、計算書類およびその附属明細書に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、事業ならびに会計に関する職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また随時説明を求めました。

2. 監査の結果

- 一 事業報告、計算書類およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

2023年 2 月 13 日

東汽商事株式会社

監査役 竹崎 啓介

